**回 覧**

**住宅の耐震診断をしましょう**

平成12年以前の古い基準で建築された住宅は、耐震性が不足している可能性があるため、耐震改修等をお勧めします。

三朝町では、耐震診断、改修設計、耐震改修などにかかる費用を補助し、耐震化による住宅の安全性の向上に取り組んでいます。

**まずは耐震診断から、住まいの耐震化を検討しませんか？**



**無料で耐震診断を行います**

**木造一戸建て住宅 （2階以下・280㎡以内）**

**（平成12年5月末以前に建築されたもの）**

民間の耐震診断士を派遣します。

◆ 応募期間：令和5年10月31日まで

◆ 応募件数：年間３件程度

※平成12年6月1日以降に増改築したものは対象外。

※プレハブや丸太小屋、違法建築物は対象外。

※診断結果は3～6か月後になります。





**耐震診断費用の補助制度もあります！**

無料診断の対象外（280㎡を超える木造住宅や

非木造住宅など）の場合も、補助金の対象になる

ことがあります。

ご相談ください。

※木造住宅以外は、昭和56年5月31日までに

建築されたものに限ります。

以降に増改築されたものは対象外です。

**お問い合わせ先**

三朝町 建設水道課

電話0858-43-3502

Fax 0858-43-0647

おうちのことは家族のこと。

ひとりで悩まず、

家族みんなで考えよう



**代表的な住宅耐震化補助制度を紹介します**

※補助申請は、年度内に完了できることが条件です。

　必ず事前にご相談ください。

※耐震化補助は、昭和56年5月31日（木造住宅の場合、

平成12年5月31日）までに建築（含む増改築）された

ものが対象です。

　　**！上記以降に建築・増改築した場合は、その時点で建築基準法に適合しているため、**

**構造上、建物全体での耐震基準を満たしている（耐震性あり）と判断されます。**

※検査済証が無い場合や未登記の場合なども申請できますが、完了までに

「適法物件の証明」や登記が必要です。（ご相談ください）

◆耐震診断の場合

戸建て住宅の場合、診断費用の２／３（最大8.9万円）

店舗兼用住宅の場合、延床面積の1/2以上が住宅であれば住宅とみなします。

木造一戸建て住宅は、無料診断が受けられることがあります。

　・延床面積280㎡以内、平成12年5月末までの建築（含む増改築）に限ります。

◆耐震改修の場合

耐震診断の結果、耐震改修工事が必要と判定されたものに限ります。

耐震改修設計費用の１／２（最大12万円）

耐震改修工事費用の４／５（最大100万円）

＊上記は住宅耐震化総合支援メニュー適用となる場合です。

その他、住宅の除去や屋根瓦の耐震改修等の補助制度もあります。

三朝町のホームページ（補助金・制度）をご覧ください。

**http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/329/30439.html**（その他、町の補助制度はこちら→http://www.town.misasa.tottori.jp/315/1494/）

鳥取県のホームページ内をご覧ください。

**https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47491**

＊制度のパンフレットや対応できる事業所の一覧など、関連する資料が見られます。

鳥取県の制度に関するお問い合わせ先

<東部地区> 東部庁舎 東部建築住宅事務所　　電話0857-20-3648

<中部地区> 中部総合事務所 建築住宅課　　 電話0858-23-3235

<西部地区> 西部総合事務所 建築住宅課　　 電話0859-31-9753

制度や補助内容が変わることがあります。上記は令和５年度の内容です。